

## 太田市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第4号及び平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」に基づき、太田市が在宅医療・介護連携推進事業（以下「推進事業」という。）を実施し、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進し、在宅医療と介護が一体的に提供できる体制を構築することを目的とする。

### (事業内容)

第2条 推進事業は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 地域の医療・介護の資源の把握
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6) 医療・介護関係者の研修
- (7) 地域住民への普及啓発
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
- (9) 前各号に掲げるもののほか、医療と介護の連携に必要な事業

### (その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。